

# 「関西圏におけるみやざきの食の魅力プロモーション事業」業務委託仕様書

## 1 事業の目的

宮崎県が誇る食の魅力を関西圏においてPRするため、アンテナショップが入る商業施設内にてプロモーションイベントを実施するとともに、宮崎ゆかりの飲食店と連携した取組を実施することにより関西圏における宮崎県の総合的な食の魅力を発信する。加えて、本事業を通じて、アンテナショップへの集客と売上増加を図ることを目的とする。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 3 委託業務の内容

以下に記載する事項は、本事業を実施する上での最低限の内容であり、本県の目的に沿う限りにおいて、創意工夫と付加価値の提案を求めます。特に、アンテナショップへの集客・売上増に繋がる施策や、事業終了後も継続可能な広報戦略などを重点とします。

### （1）KITTE 大阪でのプロモーションイベントの実施

#### ① イベントスペース「サンクンガーデン」での販売会

本県アンテナショップのある商業施設「KITTE 大阪」内の下記イベントスペースにて、本県の食に関連する「宮崎名物」を集めたイベントを開催する。

- ・ 内容：宮崎名物の試食・販売（例：チキン南蛮、餃子、宮崎地鶏、辛麺、チーズ饅頭等のメニューを3つ以上販売し、各メニューに1事業者以上出店すること。）
- ・ 日程：令和8年3月7日（土）、8日（日）
- ・ 会場：KITTE 大阪 地下1階 イベントスペース「サンクンガーデン」

※ 利用規約等（HP）：<https://osaka.jp-kitte.jp/guide/eventspace-jpbm.jsp>

（参考）使用料：264,000円×2日間=528,000円（税込）※割引適用

#### ② アンテナショップ「みやざき館 KONNE KITTE 大阪店」との連携企画の実施

- ・ 上記①の実施と併せ、KITTE 大阪2階にある本県アンテナショップ「みやざき館 KONNE KITTE 大阪店」への買い回りを促す具体的な仕掛けを行うこと。

（求められる提案）

- ・ イベント来場者を KONNE へ誘導するための具体的な動線設計（例：試食と KONNE 商品の連動販売、イベント会場限定クーポンの KONNE での利用など）。

### （2）「みやざきゆかりの店」とアンテナショップの連動企画の実施

宮崎県大阪事務所が認定する「みやざきゆかりの店」（約50店舗（別添一覧参照））において、アンテナショップが一体となった本県の食の魅力をPRする取組として、下記キャンペーン企画を実施する。

- ・ 内容：みやざきゆかりの店の来店者に対して、大阪にあるアンテナショップ2店舗（みやざき館 KONNE KITTE 大阪店、堺みやざき館 KONNE）への周遊を促すキャンペーン企画を実施。
- ・ 条件：
  - ① みやざきゆかりの店での飲食を起点とし、大阪にあるアンテナショップ（みやざき館

KONNE KITTE 大阪店または堺みやざき館 KONNE) に来店するとプレゼントがもらえるキャンペーンとする。

② 景品交換は原則としてアンテナショップでのみ実施し、アンテナショップへの集客を図る施策を講じること。

③ 参加店舗には店舗毎に協力費を支払うこととし、アンテナショップへの誘導数に応じて上位 3 位以上に対してインセンティブを設ける。

(例：協力費 5,000 円／店舗、1 位：5 万円、2 位：3 万円、3 位：1 万円の賞金など)

- ・ 実施期間：令和 8 年 2 月 28 日（土）～3 月 15 日（日）

- ・ 委託業者の役割：

① キャンペーン内容について、みやざきゆかりの店の参加意向確認及び運営に関する全ての調整を行うこと。

② 必要に応じてスタンプラリー等システム構築やポスター等の資材作成を行うこと。

③ 実施にあたっては、上記(1)のイベント内において周知を図ること。

### (3) 広告及び広報戦略

- ① イベントページの作成

イベントに関する総合的な特設 Web サイトを作成すること。

- ② 資材の作成

上記(1)、(2)のイベントについて、当事務所、アンテナショップ及び参加飲食店所管の SNS 等での告知に使用する画像データ及び掲示用ポスター（例：B2 版）をイベント実施 1 週間前までに作成し、納品すること。

（ポスターの納品条件）

- ・ 県大阪事務所へポスター（例：B2 版）20 枚を納品すること。
- ・ ポスターを全ての参加飲食店（約 50 店舗）に、イベント実施までに間に合うよう配送手配を行うこと。
- ・ ポスターの部数、納品先、納入方法に関する一切の経費は委託料に含むこと。

（部数は、参加店舗に応じた数を考慮し、県と相談の上、作成すること。）

- ③ 周知媒体

上記(1)、(2)について、明確なターゲット層を設定し、SNS またはメディア等を活用し広く周知を図ること。

（求められる提案）

- ・ ターゲット層の分析に基づいた具体的なメディア選定とその理由。
- ・ 広告費用を最大限に活かすための戦略と費用対効果の予測。

## 4 報告書の提出

上記の実施後、報告書を電子データにて県に提出すること。

- ・ 報告書には、実施効果の検証についても記載すること。
- ・ 報告書に利用した写真のデータも同時に提出し、今後県が活用できる状態にすること。

## 5 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

## 6 契約上限額

6, 292, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 業務上の成果品についての著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。
- (4) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処置は受託者が行うこととし、その経費は委料に含むものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。